

25 受施施企第 28 号
平成 25 年 12 月 25 日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県私立学校施設主管課長
各都道府県公立大学施設主管課長
各構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた

地方公共団体の学校設置会社立学校主管課長
各国公私立大学施設担当部課長
放送大学学園施設担当部長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長
各大学共同利用機関法人施設担当部課長
公立学校共済組合施設担当部長
日本私立学校振興・共済事業団施設担当部長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課長 新保 幸



(印影印刷)

工作物等における木材利用の促進について（通知）

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）では、公共建築物だけでなく工作物においても木材の利用の促進が求められていますが、今般成立した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号）でも、その附帯決議において木材の積極的な利用促進が盛り込まれました。

また、「国土強靱化政策大綱」（平成 25 年 12 月 17 日国土強靱化推進本部）においても、地域で生産される木材の積極的な利用及び土木工事における木材を利用した工法の技術開発等に努めることとされています。

これらを受け、このたび林野庁から別添のとおり依頼がありましたのでお知らせします。

ついては、各機関において、上記の趣旨を踏まえ、今後より一層、公共土木工事を含め各分野での木材利用の促進に取り組むとともに、このことについて、関係部署に周知願います。

また、都道府県私立学校主管課、都道府県教育委員会施設主管課及び各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社立学校主管課においては、このことについて、域内の市町村教育委員会又は所轄の私立学校等に対して周知願います。

(添付資料)

別添 工作物等における木材利用の促進について

(本件問合せ先)

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課指導第二係

TEL 03-5253-4111 (内 2292)